

桜丘

9条の会

日本が戦争しない国だったら
どんなに良かったか・・・



いつか来た道

南京事件の翌年（1938）、当会メンバーの父親が鎮江で撮影

参考HP「父のアルバムが語る日中戦争」 <https://myfather-in-china.jimdo.com/>

シール投票の練習

Q: 今の日本社会は、公平・平等だと思いますか？

ほぼほぼ、 公平・平等と思う	
残念ながら、公平・平等で はない	
(コメント)	

① まず、
日本国憲法
第9条を味わい
ましょう

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**

2 前項の目的を達するため、陸海
空軍その他の戦力は、これを保持し
ない。国の交戦権は、これを認めな
い



② ここで疑問、
憲法9条があるのにど
ういう理屈で、イラク、
南スーダンへ自衛隊を
送ったのでしょうか？



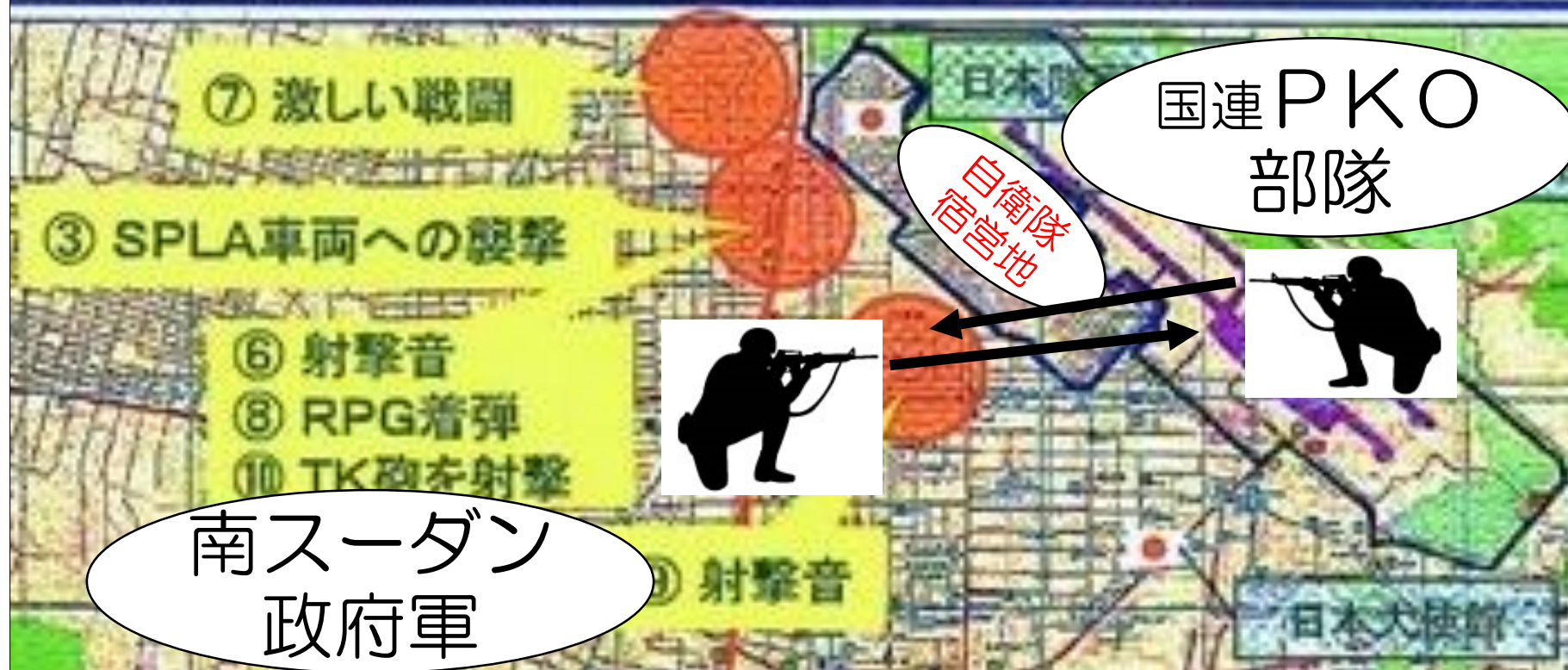
国連平和維持活動PKOとして、インフラ整備などで行った。

「非戦闘地域」で「後方支援」という理屈。つまり憲法9条に抵触しない活動であるとした。

③ところが南スーダンの首都ジュバは戦闘地域だった



事案発生位置(7月10日) (2016年)



日報には「激しい戦闘」と書かれていた。

(布施 祐仁(「平和新聞」編集長)講演資料に加筆) 2016年7月、南スーダン首都のジュバで政府軍と反政府軍の大規模な戦闘が再燃。宿營地上空を銃弾・砲弾が飛び交う状況。宿營地にも20発以上着弾(NHK報道)。避難民を保護したルワンダ軍宿營地が砲撃を受け、兵士2人が負傷。隣のバングラデッシュ軍が反撃。一時、PKO部隊と政府軍との間で「交戦状態」。

•そこで、日報を
隠した。

「戦闘地域」となれば、
自衛隊を送ったことは、
憲法違反となる。

「戦闘地域ではない」と答
弁したけれど、
やっぱ、憲法を変えなけれ
ば、無理よね。



④ そこで、オブ
ラートに包んだ
改憲案が出てきた。

自民党の改憲案

第9条の2

前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、
国及び国民の安全を保つために必要な自衛の
措置をとることを妨げず、そのための実力組織
として、法律の定めるところにより、内閣の首長
たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする
自衛隊を保持する。

さて、この案文で自衛隊は海外の戦争に行くことが可能でしょうか？

<p>1.「自衛の措置」だから、<u>海外には行けない</u>と政府は解釈する</p>	
<p>2.「自衛」のために、必要と判断すれば、<u>海外でも行ける</u>と政府は解釈する。 どの戦争も「自衛」の為として始まってきた歴史がある。</p>	
<p>(コメント)</p>	

⑤ 憲法に自衛隊を
明記すると、法的に
はどうなるの？

(1) 現行憲法では、自衛隊は、海外の戦争には行かないはず

現憲法

第9条

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

今は繋がっていない



自衛隊

個別的自衛(我国が攻撃されたら反撃する)に限定されると内閣法制局が解釈してきた。

海外での活動

軍隊ではないので、PKO国連平和維持活動としても、「非戦闘地域」においてインフラ整備等で貢献する。

(2) ところが、憲法に自衛隊を明記すると、集团的自衛権と法的に繋がる

憲法

第9条1、2は温存

9条に自衛隊保持を明記すると。

法的に繋がる



自衛隊

個別的自衛

集团的自衛

2015年の閣議決定と
安保法制で可決済

海外での戦争

同盟軍、国連軍の一員として戦争できる国になる

⑥ 中国とアメリカが、
今世紀中に、
戦争する確率は
何%とと思いますか？



戦争する
メリットが
あるか

中国とアメリカが、今世紀中に、戦争する確率は何%と思いますか？

1. 10%くらいかな

2. 限りなく0%に近い

理由： 植民地争奪の時代と異なり、経済で深く結びついている。領土問題などで小競り合いはあっても、失うものが大きいので、大国同士は戦争をしない。

⑦ もし、尖閣諸島で
日中の武力衝突が起
こった場合、沖縄の
在日米軍は助けに来
ると思いますか？



もし、尖閣諸島で日中の武力衝突が起こった場合、
沖縄の在日米軍は助けに来ると思いますか？

1. 日米安保があるから米軍が
来る

2. 米軍は来ない。
理由： 自国ファースト主義の米国議
会が、無人島の小競り合いのために
米兵の血を流し、中国と全面戦争す
ることを承認するとは思われない。

(参考) 2015年4月に改定されたガイドラインでは、こう明記している。「**自衛隊は島嶼(とうしょ)に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除する作戦を行う一義的責務を負う。必要が生じれば、自衛隊は島嶼を奪還する作戦を実施する**」。つまり他国から尖閣への武力侵攻に対しては自衛隊が一義的な責務を負うとしており、米軍が最初から軍事攻撃に加わることを想定していない。

2013年4月、米議会上院で公聴会が開かれた。米海軍シンクタンク「海軍分析センター」のマイケル・マクデビット上席研究員(ブッシュ政権時には国防総省でアジア政策を統括)は、「**尖閣には元来住んでいる住民もおらず、米国にとって地理的な戦略的価値も、本質的な価値もない。ワシントンは無人の小島のことで中国軍と銃弾を交えることを強く避けるべきだ**」と述べた。(2016年3月24日琉球新報 抜粋)

⑧ 憲法9条は
変える？
変えない？



憲法9条は、変える？変えない？

<p>1 憲法9条を変える。 集団的自衛権で守ってもら う代償として、自衛隊員が 海外の戦争に行くのはやむ をえない。</p>	
<p>2. 憲法9条は変えない。 武力ではなく、平和外交で 世界に貢献すべし。</p>	
<p>3. 他国の戦争の手伝 いはしないことを憲法9 条に明確に書き込む。 この提案に与党も賛成して くれるはずである。</p>	